

土地に関する手続きをお忘れなく

●一定条件を満たす土地取引には届出が必要です

区 分		国土利用計画法に基づく届出※1	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出※1,2
取引面積	市街化区域内	2,000㎡以上	5,000㎡以上
	市街化調整区域内	5,000㎡以上	該当しない
	非線引き都市計画区域	5,000㎡以上	10,000㎡以上
	都市計画区域外	10,000㎡以上	該当しない
取引形態		売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済など	土地を有償で譲渡しようとする場合
届出義務者		権利取得者（買主）	権利譲渡者（売主）
届出期限		契約締結日から2週間以内	契約する日の3週間以上前まで
提出・問合せ先		企画政策課（☎025-520-5625）	都市整備課（☎025-520-5763）

※1 届出期限内に届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合は、罰せられることがあります。

※2 上記の表に該当する要件のほか、都市計画法で決められた道路、公園などの施設の予定区域内にある土地を有償で譲渡しようとする場合も届出が必要となることがあります。

●一定規模以上の開発行為には許可または事前協議が必要です

○許可が必要な開発行為（都市計画法）

区域	開発許可が必要となる面積	都市計画区域
市街化区域	1,000㎡以上	上越都市計画区域
市街化調整区域	全て対象	
非線引き都市計画区域	3,000㎡以上	柿崎都市計画区域、妙高都市計画区域
都市計画区域外	10,000㎡以上	
提出・問合せ先		都市整備課（☎025-520-5763）

○事前協議が必要な開発行為（上越市大規模開発行為の適正化に関する条例）

事業の区分	面積の区分		
	都市計画区域		都市計画区域外
	用途地域	用途地域以外の地域	
1 宅地の造成（2～5の事業を目的とするものを除く）	対象外	対象外	3,000㎡
2 ごみ処理施設または産業廃棄物の処理施設の設置	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡
3 一般廃棄物の最終処分場または産業廃棄物の最終処分場の設置	全て対象	全て対象	全て対象
4 スポーツ施設またはレクリエーション施設の設置	対象外	1,000㎡	1,000㎡
5 砂利、岩石、土などの採取	対象外	1,000㎡	1,000㎡
提出・問合せ先		企画政策課（☎025-520-5625）	

※上記の表に該当する開発行為であっても、都市計画法に基づく開発許可申請や新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱に基づく協議が必要となる開発行為などは、条例に基づく市との協議が不要となる場合があります。

●新潟県地価調査結果の公表

令和3年度の地価調査結果を9月22日に公表しました。公表結果は、市企画政策課や県庁のほか、県ホームページで公表しています。また、国土交通省ホームページでは、全国の地価調査結果が確認できます。



県ホームページ 国土交通省ホームページ

秋季火災予防運動

期 間 11月9日(火)～15日(日)

全国統一防火標語

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

●暖房器具の取り扱いにご注意ください

これからの季節は、暖房器具などの火気を使用する機会が増えます。器具が正常に作動するか、周りに燃えやすい物がないか、使用前に点検しましょう。また、万一の際にいつでも避難できるよう、物品の整理に努めましょう。

自宅や地域を火災から守るため、火の取り扱いに十分注意してください。

●住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

《3つの習慣》

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防

炎品を使用する。

- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

☎危機管理課（☎025-526-5111、内線1789）、
上越地域消防局予防課（☎025-545-0230）

●住宅用火災警報器は正しく作動しますか？

電池切れや内部の電子部品の劣化などで寿命を迎えた住宅用火災警報器が急増しています。設置から10年近くが経過した家庭では、新しいものへ本体ごと交換するとともに、必要な部屋に正しく設置されているか確認してください。本体交換の際は、より安全性の高い「運動型警報器」の設置をおすすめします。

また、火を取り扱う台所にも設置してください。

☎上越地域消防局予防課（☎025-545-0230）